

『農地法申請許可事務の流れ』

①申請について のご相談	<p>(共通) 農業委員会事務局までお越しいただくかお電話をお願いします。</p>
②申請書の記入	<p>(共通) 各申請書様式は、ホームページに掲載していますので、ご利用ください。 必要書類については、ホームページに掲載している必要書類一覧表をご覧ください。(申請書様式にあります。) 記入内容についてご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。</p>
③申請書の提出 ／受付	<p>(共通) 申請書提出の際は、農業委員会事務局までお越しく下さい。</p> <p>※申請書の締切日は毎月15日です。(休日・祝祭日の場合は、16日以降の平日)</p>
④申請内容の審査	<p>(共通) 申請書の内容に不備がないか、また申請内容が許可基準に適合するかを審査し、必要に応じて申請者に内容を確認します。</p> <p>(3条) 耕作可能な農地であるかどうかを判断するため現地確認を行います。</p> <p>(4条・5条) 現地確認を行い現地がすでに非農地化している場合、申請人から聞き取りを行い、場合によっては農地への原状回復等の指導を行うこともあります。</p>
⑤農業委員会総会	<p>審査内容を基に、申請日の翌月10日に開催される農業委員会総会で農業委員による審議を行い、許可・不許可の意思決定を行います。</p>
⑥許可書の交付	<p>(3条) 農業委員による審議の結果、特に問題が無ければ、総会から3～4日後に許可書を交付します。</p> <p>(4条・5条) 農業委員による審議の結果及び関係各課照会の結果、特に問題が無ければ、総会后、総会から3～4日後に許可書を交付します。</p> <p>※申請内容によっては、県農業会議への諮問案件となり、この場合は毎月19日に開催される県農業会議での審議が終了してからの許可書交付となります。</p> <p>(共通) 許可書の準備が出来ましたら、事務局より連絡しますので、ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。</p>

※申請締切日から許可決定までの標準の処理期間は概ね30日です。